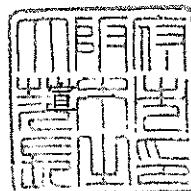


国土交通省
道企第1237号
19.5.31

茨道第126号
平成19年5月7日

国土交通省道路局長様

茨木市長 野村



中期的な計画の作成にあたっての意見（回答）

本市は、大阪府内を結ぶ地域幹線軸が縦横に交差する広域的な交通条件に恵まれた地域であります。市内を通る高速道路網や幹線道路、鉄道は本市の都市構造を支えるものであり、それらの特性を活かしたまちづくりを進めるとともに、市民生活や経済活動などを支える市民交通体系を確立するため、通過交通の集約、歩行者中心の交通空間、公共交通の利用促進など交通環境の充実、利便性の向上を目指した道路政策を展開するものです。

■重点化を進める上で特に優先度の高い施策

① 広域交通ネットワークの整備

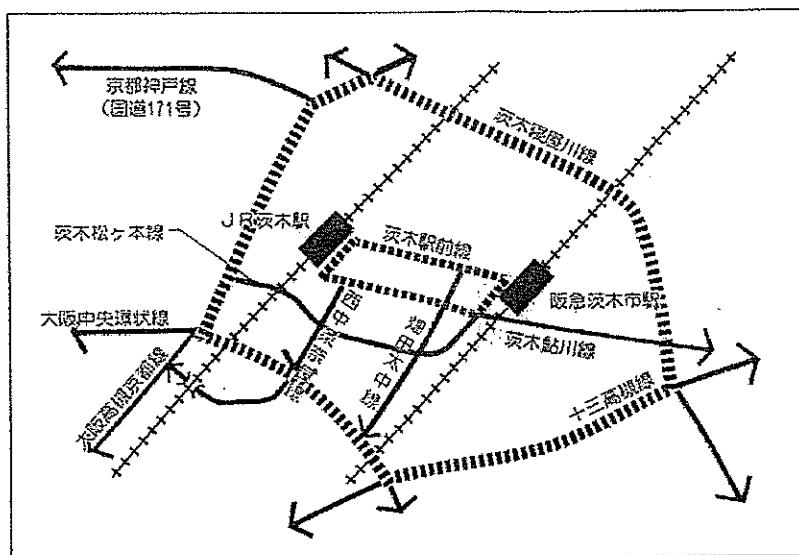
1) 高速道路の早期整備

- ・第二名神自動車道の整備促進

2) 幹線道路（国・府道）ネットワークの早期整備

- ・国道171号交差点（西河原西・清水）箇所における立体交差
- ・茨木寝屋川線、茨木箕面丘陵線、富田目垣線、耳原大岩線、大岩線、上郡佐保線の整備促進
- ・特に市内中心部への通過交通を減少させるため、茨木寝屋川線、大阪高槻京都線、大阪中央環状線、十三高槻線を結ぶ環状道路体系を確立

環状道路体系図



■ ■ ■ ■ ■ 環状道路

②地区幹線道路の整備

1) 都市計画道路の計画的整備の推進

- ・茨木松ヶ本線、西中条奈良線、畠田太中線、沢良宜野々宮線、山麓線、阪急茨木駅島線の整備

2) 主要市道の拡幅整備

- ・天王一丁目宇野辺一丁目線、宿久庄二丁目安威一丁目線等の整備

3) 渋滞のない交通流を実現するための交差点改良

- ・国道171号交差点（西河原・三島丘二丁目・三島丘西）改良（右折レーン新設）

③生活道路の充実

1) 交通事故防止のため、通学路を中心とした歩道整備

2) 高齢者、障害者のためのバリアフリー化の促進

3) 歩いて暮らせるまちづくり

- ・茨木駅前線と茨木鮎川線等により「シビックセンター環状道路」を形成し、周辺都市計画道路等と連携して交通環境の向上を図る

④交通結節点の機能強化と公共交通の利用促進

- 1) JR茨木駅周辺、阪急茨木市駅周辺、阪急南茨木駅周辺の交通環境の向上と駅前広場交通拠点としての機能強化を進める
- 2) 阪急総持寺駅の高架化を周辺のまちづくりと連携させて検討する。
- 3) モノレール駅（沢良宜、宇野辺、阪大病院前、豊川、彩都西）とバスの連携についてバス事業者と調整する
- 4) 阪急総持寺駅へのアクセスとなる総持寺太田線とJR東海道線との交差箇所の改良

⑤防災機能の向上

1) 電線共同溝の整備

2) 橋梁等の耐震補強を推進

⑥既存道路構造物の維持補修

- 1) 一定サイクルでの維持補修は、今後も永久的に継続されることから、維持補修の適切な時期を研究する
- 2) 老朽化する橋梁の維持補修を耐震化と併せて実施

■効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

1) 道路建設や管理にかかるコストをもっと減らす努力をする。

（工法の工夫や新技术の活用、適切な実施時期の研究等）

2) 入札契約の適正化など事業の透明性を確保する。

（一般競争入札の積極的な採用。特に鉄軌道関係。）

3) 個別事業のスピードアップを図るなどスケジュール管理の徹底

■その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関するこ

1) 事業の進捗管理において、地権者との調整等難航することが多い用地買収につ

いて、迅速な対応を図るため、土地収用制度の活用の見直しを行なって欲しい。

- 2) 道路整備にかかる警察（都道府県公安委員会）との協議は、道路管理者の行う道路管理と公安委員会の行う交通規制との緊密な連携が必要なため、道路法 95 条の 2、道路交通法 110 条の 2 並びに道路交通法 80 条の規定に基づき行うものであります。道路設計協議、信号設置要望等の決定に至るまでの協議に相当な日数を要するため、手続きを簡素化、迅速化をお願いしたい。

